

徳島県国民健康保険団体連合会の概要

令和7年4月

1 設立

昭和16年5月 徳島県国民健康保険組合連合会を設立
昭和23年4月 徳島県国民健康保険団体連合会に改称

2 区域

徳島県の区域をその区域とする。

3 名称及び所在地

名 称 徳島県国民健康保険団体連合会
所在地 徳島県徳島市川内町平石若松78-1

4 国民健康保険団体連合会の性格と構成

国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、国民健康保険の保険者が共同してその目的を達成するため、国民健康保険法（以下「法」という。）第83条に基づき設立され、第84条により都道府県知事の認可によって設立する公法人として性格づけられている。

国保連合会は、保険者が共同してその目的を達成するということから、国保連合会の事業は、保険者、つまり国民健康保険の事業主体の基本的事業である保険給付及び保健事業に限らず、国民健康保険に関連のある業務についても国保連合会の事業とすることが可能である。また、団体の性格上、連絡調整業務については当然行うべきものである。

したがって、国保連合会の構成員（会員）は、法第3条にいう保険者である。

5 会員

現在の徳島県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）の会員は、徳島県と県内すべての市町村（24市町村）及び2国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の27保険者である。

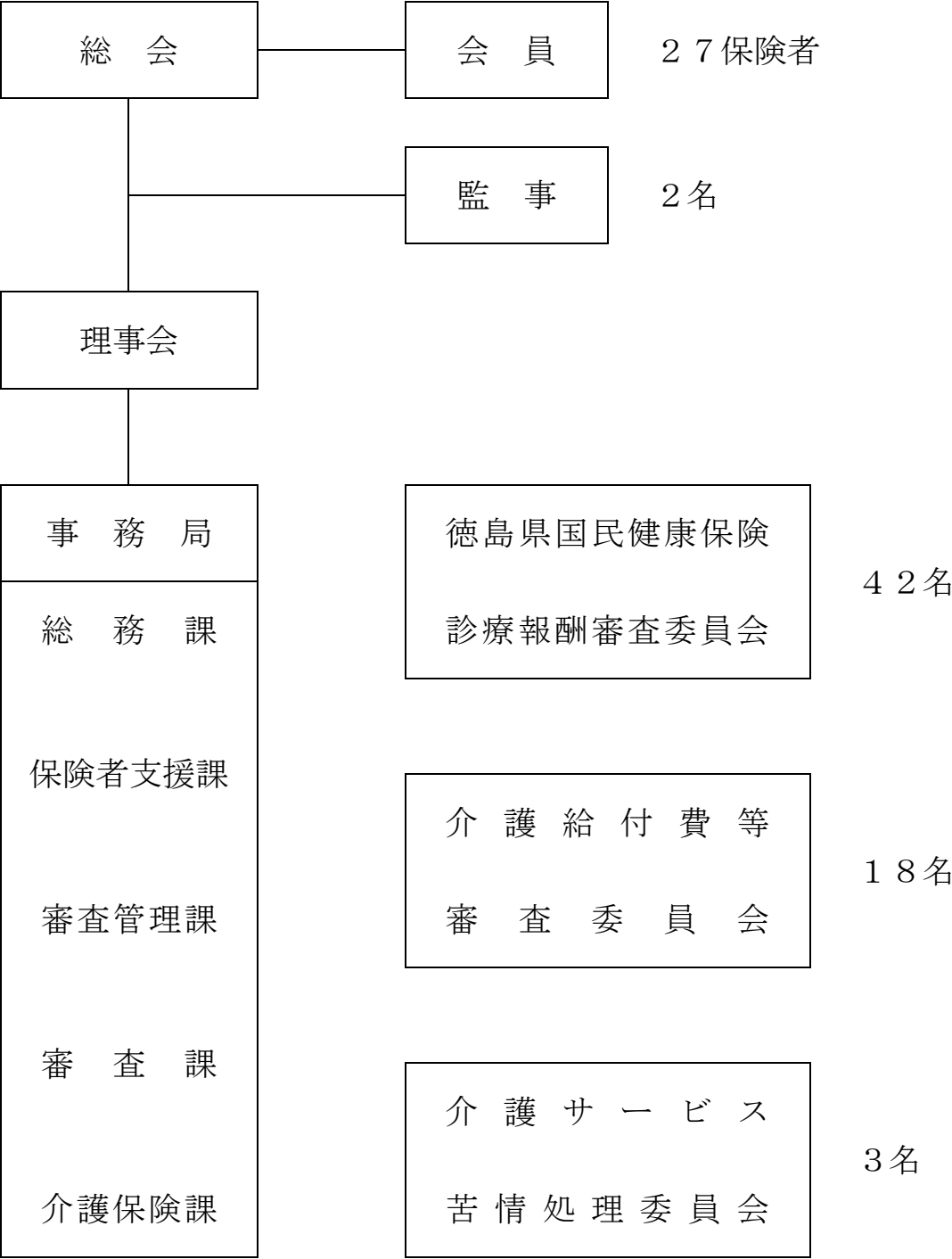
6 運営の仕組み

本会は、保険者の共同目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立されている。

これら必要な事業の適正な計画及び執行にあたって、それぞれの機関に諮りながら事務事業の円滑な推進に努め、保険者の負託に応えるべく努力をしている。

令和 7 年 4 月 1 日現在

(1) 組織構成



56 名

5 課 13 係

徳島県国民健康保険団体連合会役員名簿（令和7年4月1日現在）

自 令和 5年 8月 1日 至 令和 7年 7月 31日			
役 職 名	職 名	氏 名	備 考
理 事 長	徳 島 市 長	遠 藤 彰 良	令和6年7月20日就任
副理事長	板 野 町 長	玉 井 孝 治	令和5年8月21日就任
〃	三 好 市 長	高 井 美 穂	
常務理事	学 識 経 験 者	宮 内 正 彦	
理 事	阿 南 市 長	岩 佐 義 弘	令和5年12月7日就任
〃	吉 野 川 市 長	原 井 敬	
〃	阿 波 市 長	町 田 寿 人	
〃	藍 住 町 長	高 橋 英 夫	令和5年8月21日就任
〃	上 板 町 長	松 田 卓 男	令和5年8月21日就任
〃	徳島建設産業 国民健康保険 組 合 理 事 長	村 橋 勇	
監 事	美 馬 市 長	加 美 一 成	
〃	東みよし町長	松 浦 敬 治	令和5年8月21日就任

(2) 総会（7月、2月）

総会は、本会の議決機関で、会員である保険者で組織されている。通常総会は、年2回開催され、必要に応じ臨時総会を開催する。総会の議決事項は、法で定められており、予算、決算及び規約の変更等である。

(3) 理事会（7月、2月）

理事会は、本会の執行機関で、総会において会員である保険者並びに学識経験者の中から互選された理事10名で組織され、理事長が必要に応じて招集する。

理事会の議決事項は、総会の招集、総会に提出する議案及び会務運営の具体的方針の決定等である。

(4) 監事会（6月、11月）

監事会は、本会の監査機関で、総会において会員である保険者の中から互選された2名で組織されている。

監事は、本会の業務及び財務の執行状況を監査する。また、理事会に出席し意見を述べることができる。

(5) 事務局

事務局は、総会、理事会において決定された意思を的確に実行するもので、それぞれの事務を大別し、その執行にあたっている。

7 一般的事項

(1) 会員数（令和7年4月1日現在）

県1、市8、町村16、国保組合2、合計27保険者

(2) 被保険者数（令和7年3月末日現在）

国保 134, 212人

後期高齢者 137, 402人

合計 271, 614人

(3) 役員の状況（任期：令和5年8月1日から令和7年7月31日まで）

理事10人 監事2人

(4) 事務局組織（令和7年4月1日現在）

職員 → 56人（専門保健師2人含む）

再任用職員 → 3人

嘱託職員 → 12人（嘱託保健師2人含む）

臨時職員 → 10人（代替含む）

8 国保連合会の業務内容

(1) 診療報酬審査支払業務

国保連合会は、保険者の委託により国民健康保険の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律による医療受給者を含む。）にかかる診療報酬請求書の審査及び支払に関する業務を行っている。当該業務は本会の主要な業務の一つで年間約640万件（内科＋歯科＋調剤＋訪問看護）の診療報酬明細書（レセプト）等の事務点検にはじまり、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査業務を行っており、これらの業務を迅速、適正かつ公正に処理するように努めている。

① 審査支払業務受託状況（令和7年4月1日現在）

区 分	保険者数	備 考
会 員	27	県1、市8、町村16、国保組合2
会員以外	1	後期高齢者医療広域連合
計	28	

② 審査委員会

審査委員会は法第87条の規定により、国保連合会に置くことになっており、法第88条の規定により、県知事が定める同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員と公益を代表する委員をもって組織し、知事が委嘱する。

ア 委員数

保険医・保険薬剤師代表	14名	} 計 42名
保険者代表	14名	
公益代表	14名	

再審査部会委員 21名

再度の考案（再審査）

審査専門部会委員 15名

高点数（入院7万点以上から38万点未満）の診療報酬明細書の審査

イ 常務処理審査委員 6名

医療費適正化の一層の推進を図るため、審査委員会の効率的、効果的な運営並びに本会職員に対する事務審査上の助言指導を行うため、審査委員の中から理事長が委嘱する。

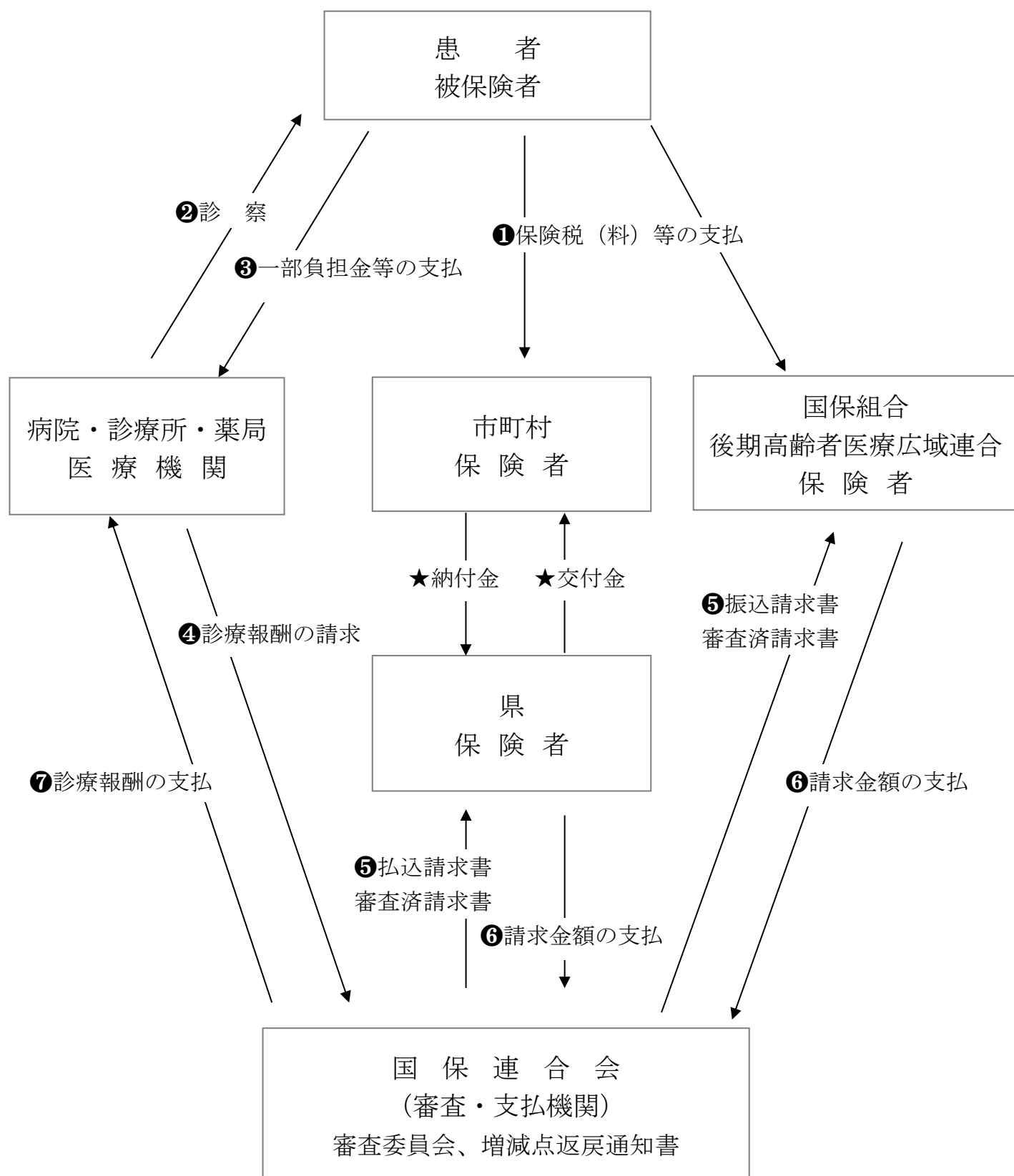
③ 国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の特別審査

法第45条第6項の規定により、国保中央会に委託することができる。

国保中央会は、国民健康保険診療報酬特別審査委員会を設置し、その審査を行っている。

対象 内科	入院38万点以上（特定機能病院35万点以上）
歯科	20万点以上

④ 診療報酬の請求から支払までの流れ



(2) 保険者事務共同処理事業

① 国民健康保険事務共同処理事業

保険者共通の事務処理の効率的な事業運営を図るため、本会において電子計算機による一元的共同処理を行うことを目的とする事業を実施している。

ア 業務開始

昭和60年6月

イ 参加保険者

26保険者

ウ 業務内容

- ・被保険者異動処理
- ・帳票類の作成
 - 資格（管理・給付）に関する帳票
 - 高額療養費に関する帳票
 - 国民健康保険事業状況報告書
 - 国民健康保険長期入院者リスト・重複多受診者一覧表
 - 第三者行為求償対象候補一覧表等
- ・医療費通知（医療費のお知らせ）作成
- ・特別調整交付金（結核・精神）参考資料作成及び交付金算出申請事務支援
- ・高額医療・高額介護合算療養費処理
- ・外来年間合算処理
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書作成
- ・服薬情報通知書作成業務
- ・国保総合システムにおける保険者サービス系システム（レセプト管理）運用

② 高額医療費情報及び高額医療費負担金の算出業務

法の一部改正（平成30年4月1日 施行）により国保事業費納付金制度が導入された。都道府県は「国保事業費納付金の算定及び国の公費の申請に必要な高額医療費負担金算出のため、一般被保険者の80万円（令和7年4月からは90万円）を超える医療費」（以下「高額医療費情報」という。）の額の把握が必要となった。本会は国保総合システムにより高額医療費情報を算出することが可能なことから、徳島県と委託契約を締結し、高額医療費情報の提供及び高額医療費負担金の算出業務を行っている。

③ 特別高額医療費共同事業

平成30年度から都道府県と国保中央会において実施されている特別高額医療費共同事業について、本会は国保総合システムを利活用することにより、特別高額医療費対象レセプトの確認が可能であることから、徳島県と委託契約を締結し、対象レセプトの確認、拠出金及び交付金の出納事務を行っている。

④ 損害賠償求償事務共同処理事業

この事業は、法第64条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1

項及び介護保険法第21条第1項の規定による第三者行為のうち、交通事故等にかかる損害賠償請求権の代位取得をした保険者から委託を受けて損害賠償求償事務を行い、医療費の適正化に努めている。

第三者行為疾病にかかる損害賠償金の請求事務及び収納事務は、相手が損害賠償保険会社や第三者となるため、法律的な専門性や特殊性を有することもあり、事務が頻繁で長期にわたることから、個々の保険者で処理を行うことは困難を伴うことが多い。

こうしたことから本会では、昭和47年4月から第三者行為交通事故にかかる求償事務の共同処理を開始した。その後、段階的に受託範囲を拡大し、現在は、暴力による加害行為を除く全ての第三者行為求償事務を実施、令和4年度からは、第三者行為が疑われる診療等に対する負傷原因の調査も実施している。

また、令和7年4月から、市町村地方単独事業担当者の事務負担軽減に寄与するため、地方単独事業に係る求償事務支援を共同事業として開始した。

(3) 特定健康診査・特定保健指導に関する費用の支払及びデータ管理受託業務

全ての市町村保険者、徳島県医師国保組合及び後期高齢者医療広域連合から当該業務を受託している。「特定健診等データ管理システム」を利用し費用決済処理・共同処理・マスタ管理等を行っている。また、令和3年度から徳島建設産業国保組合のデータ管理業務を受託している。

ア 業務開始

平成20年4月

イ 参加保険者

27保険者（市町村24・国保組合2・後期高齢者医療広域連合）

※ 建設産業国保組合はデータ管理のみ

(4) 保健事業

国保の保健事業は、法第82条に基づき、保険者は被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行うこととされている。また、保険者の共同目的を達成するために設立された国保連合会においても、法第104条により保険者の保健事業の推進を図るために積極的な支援活動を行うこととされている。

現在、本会が実施している保健事業のうち主なものは次のとおりである。

① データヘルス関連事業

国保データベース（KDB）システムを活用した保健活動支援

保険者等保健事業担当職員研修の実施

保健事業支援・評価委員会の設置・運営

保健活動に資する統計データの提供

② 特定健診・特定保健指導事業の支援

集合契約の支援

特定健康診査・特定保健指導実施率向上支援等

(5) 国民健康保険診療施設活動

徳島県における国民健康保険診療施設は、病院6、診療所18（令和7年4月1日現在）の施設があり、徳島県国民健康保険診療施設運営協議会が設立され、本会に事務局を置いている。

国民健康保険診療施設の健全な管理運営及び治療と予防衛生の一体化を図り、地域住民の健康保持増進に貢献し、国保制度の円滑な発展に寄与するよう次の事業を実施している。

総会、役員会、監事会、開設者部会・医師部会・事務部会、合同研修会、永年勤続者・優良職員表彰、県内国保地域医療学会、全国国保地域医療学会及び現地研究会への参加等

(6) 広報誌「阿波の国保」の発行

本会ホームページ上に広報誌「阿波の国保」を年4回（5月、8月、11月、2月）掲載し、本会の動向や旬な情報発信に努めている。

また、県、市町村職員に委員を委嘱し、広報委員会を設置している。委員会では、広報誌を含む本会の広報事業について協議いただき、内容の充実と向上に努めている。

(7) 福祉関係医療費審査支払業務

重度心身障害者等医療費（ひとり親家庭等医療費助成事業）、子どもはぐくみ医療費及び妊婦・乳児一般健康診査費等にかかる費用の審査支払に関する事務について、市町村から委託を受けて実施する業務である。

① 重度心身障害者等医療費の助成に関する審査及び支払事務

（※ひとり親家庭等医療費助成事業）

ア 業務開始月

昭和48年4月（※平成28年10月）

イ 参加市町村

県内全市町村（24）

② 子どもはぐくみ医療費の助成に関する費用にかかる審査及び支払事務

ア 業務開始月

昭和48年4月

イ 参加市町村

県内全市町村（24）

③ 妊婦・乳児一般健康診査費、新生児聴覚検査費助成事業及び産婦健康診査費助成事業

市町村は医療機関に委託し、医療機関からの請求について、その審査及び支払業務を本会に委託し行うものである。

ア 業務開始月

妊婦・乳児一般健康診査費助成事業 平成9年4月

新生児聴覚検査費助成事業 平成30年4月

産婦健康診査費助成事業 令和6年1月

イ 参加市町村

県内市町村（24）

(8) 支援事業

① 診療報酬明細書（レセプト）点検支援事業

レセプト点検支援システムを導入し、更なる医療費適正化に努めている。

委託保険者は、24市町村、2国保組合及び後期高齢者医療広域連合の27保険者である。

② ネットワーク事業

本会と徳島県、市町村、国保組合、国保中央会等とのネットワークを構築している。また、サイバー型攻撃への対応が求められていることから、監視、漏えい、不正アクセス防止等の対応を行っている。

- ・保険者支援情報ネットワーク（保険者）
- ・国保連医療保険ネットワーク（国保中央会・他県連合会）
- ・オンライン請求ネットワーク（医療機関等）
- ・共通ネットワーク（国保中央会・事業所）

(9) 後期高齢者医療受託業務

後期高齢者医療制度の運営を円滑に実施するために、後期高齢者医療広域連合から診療報酬審査支払業務、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理業務及び被保険者証等の作成業務を受託している。

ア 業務開始

平成20年4月

イ 業務内容

- ・後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理業務
- ・後期高齢者医療資格確認書等の作成
- ・後期高齢者医療基準収入額適用申請勧奨通知書の作成
- ・後期高齢者医療給付支給決定通知書の作成
（高額療養費・療養費・高額介護合算療養費・葬祭費）
- ・健康診査受診券作成
- ・医療費通知作成
- ・歯科健康診査受診券・案内作成
- ・資格確認書等の窓あき封筒作成
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書作成

(10) 介護給付費等審査支払業務

国保連合会は、保険者の委託により介護保険にかかる介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査及び支払に関する業務を行う。

① 審査支払業務受託状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	保険者数	備 考
審査支払	23	市7、町村15、広域連合1

② 介護給付費等審査委員会 (以下「介護審査委員会」という。)

介護審査委員会は、介護保険法第179条の規定により、国保連合会に設置されている。

この介護審査委員会の委員は、介護保険法第180条の規定により、理事長が委嘱するそれぞれ同数のサービス事業所を代表する委員、市町村を代表する委員、公益を代表する委員で組織する。

ア 介護給付費等審査委員

サービス事業所を代表する委員	6名	} 計 18名
市町村を代表する委員	6名	
公益を代表する委員	6名	

イ 部会制

介護審査委員会は次の2部会によって審査を行う。(本会介護給付費等審査委員会規程第2条第2項及び第3条)

○ 介護医療部会

医師による介護保険の医療部分(出来高部分)の審査

○ 審査部会

介護医療部会以外の請求に関する事項の所掌

(11) 介護保険苦情処理業務

介護保険の利用者を実質的に保護する権利擁護と介護サービスの質の維持・向上のためのチェック機能として、介護保険法第176条に基づき介護保険法上の苦情処理機関として位置づけられている。

① 苦情処理委員会

本会介護サービス苦情処理規則第3条の規定により、苦情処理業務が円滑かつ公正に行われるために設置している。

(法曹関係、学識経験者を中心に3名で構成され、理事長が委嘱する。)

② 苦情調査

現地調査が必要と認めた案件は、本会が調査を行う。

(12) 介護保険事務共同処理委託業務

国保連合会は介護保険法第176条第2項第1号及び第3号に基づき、保険者から

の委託を受け介護保険事業の円滑な運営に資するために次の共同処理業務を行う。

① 給付系保険者事務共同処理

- ア 要介護認定更新支援処理
- イ 償還払給付額管理処理
- ウ 介護給付適正化処理
- エ 高額介護サービス費支給処理
- オ 各種支払支援処理
- カ 主治医意見書料支払処理
- キ 認定調査委託料支払処理
- ク 市町村特別給付等支払処理

② その他

高額医療合算介護サービス費支給処理

(13) 介護給付適正化対策事業

介護給付適正化の事業推進に対応して、国保連合会の介護保険審査支払等システムの機能追加・拡充が施され、介護給付費等の審査支払業務を通して保有する給付実績から保険者等が介護費用面における適正化対策に活用するための情報提供を行う。

- ・給付実績を活用した情報提供
- ・医療情報との突合
- ・縦覧点検
- ・介護給付費通知

(14) 介護・国保・後期高齢における保険料（税）の特別徴収情報経由業務

国保連合会が行う介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の特別徴収に係る情報の経由に関する業務を行う。

(15) 障害者総合支援審査支払業務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第7項の規定により障害福祉介護給付費等の審査支払事務を行う。

① 審査支払業務受託状況（令和7年4月1日現在）

区 分	県及び市町村	備 考
審査支払	25	県1、市8、町村16

② 障害者総合支援法事務共同処理事業

国保連合会は、障害者総合支援法に基づき市町村からの委託により次の共同処理事業を行う。

- ア 障害福祉サービス費審査支払処理
- イ 地域生活支援事業審査支払処理

- ウ 障害児給付費審査支払処理
- エ 高額障害福祉サービス等給付費支給処理
- オ 高額障害児給付費支給処理
- カ 各種支払支援処理
- キ 給付実績交換処理
- ク 訪問調査委託料支払処理
- ケ 統計資料作成処理
- コ 独自助成支払処理

(16) 要介護認定等情報経由業務

介護保険法施行規則に基づき、介護保険者から要介護認定情報を収集し、国保中央会経由で厚生労働省へ提出している。

(17) 介護保険総合データベース連携業務

厚生労働省におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）と介護保険総合データベース（介護DB）の連結解析の精度を向上させるため、要介護認定情報の医療資格情報をもとに生成した識別子（ID5）を取得し、国保中央会経由で厚生労働省の介護DBに格納している。

(18) ケアプランデータ連携システム関係業務

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間でやり取りしているケアプランの一部情報（予定・実績）を連携するケアプランデータ連携システム利用のための電子証明書の発行業務などを行う。

(19) 障害福祉サービスデータベースのデータ連携業務

障害支援区分認定データやレセプトデータ等の障害福祉関係データの送信業務を行い、国保中央会経由で厚生労働省の障害DBに格納している。

(20) レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）提供業務

厚生労働省は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成21年度よりレセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報を収集した「レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）」を構築した。NDBは、研究機関等に公開され、健康・医療・介護分野で質の高いヘルスケアサービスを効率的に提供するために利活用されている。

本会はレセプト情報及び特定健診等情報を「NDB提供データ作成システム」にて匿名化後、国保中央会を経由し、厚生労働省に提出してきた。さらにNDB及び介護保険総合データベース（介護DB）の名寄せ精度向上に向けた施策として、令和4年度からは、国保中央会と支払基金で共同構築された特定健診・レセプト情報等収集提

供システムにおいて、全て「ID5」という共通の識別子を付与した上で匿名化し、厚生労働省に提出している。

(21) 保険者協議会

国民健康保険や健康保険組合等の健康保険を運営する医療保険者が協力して医療費の適正化に取り組む「保険者協議会」が平成17年8月に設立された。

平成27年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に保険者協議会が明記され、都道府県が医療計画を策定する際には保険者協議会の意見を聞くこととされ、保険者協議会は法定化された。平成30年度からは県も国保の保険者として位置付けられ、構成団体として加わり、事務局を県と共同で処理している。また、令和5年5月には、保険者協議会を各都道府県に必置化する法改正が行われ、保険者協議会が医療費適正化計画の策定・評価に関与する仕組みが導入された。

役員会、実務担当者部会を開催し、保険者協議会の運営や諸課題について協議するとともに、医療保険者の役割、保健指導及び健康教育などの指導を効果的に実施するため、研修会等を開催している。

9 その他

(1) 経理関係

内部自治監査及び外部監査の実施状況

① 内部自治監査について

内部自治監査の実施

- ・平成21年度から内部自治監査施行実施
- ・平成22年度から内部自治監査実施
- ・経理事務は年3回、審査支払事務（医療、介護等）は年2回実施

② 外部監査について

公認会計士による指導及び監査を実施している。

また、平成21年度から毎月、全会計の監査及び経理事務について指導をお願いしている。

(2) 個人情報保護関係

個人情報の適切な取扱いの実施状況

① 規則・規程について

- ・昭和60年「徳島県国民健康保険団体連合会プライバシー保護委員会規則」を制定
- ・平成8年「徳島県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」を制定
- ・マイナンバーに携わる業務を行うため、平成29年「徳島県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程」を制定

② 「プライバシーマーク」について

- ・平成19年1月11日に付与（現在8回更新）
- ・年間計画を策定し、個人情報保護マネジメントシステムを実施（職員研修や内部監査など）

(3) 国保制度改革に関する事項

① 国民健康保険給付費等交付金について

診療報酬等の支払事務について、市町村における負担軽減を図るため、「普通交付金収納事務規則」を制定し、市町村からの委託により、県から市町村に交付される国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）を本会が直接収納し、保険医療機関等へ支払を行っている。

② 国保保険者標準事務処理システムについて

平成30年度から施行された新国保制度に対応したシステム構築に向けて、国保中央会において、ア 国保事業費納付金等算定標準システム、イ 国保情報集約システム、ウ 市町村事務処理標準システムの三つのシステムからなる国保保険者標準事務処理システムの開発が行われた。

本会では、県単位の資格情報管理として、都道府県単位での資格管理及び高額療養費の多数回該当にかかる該当回数を引き継ぐため、国保情報集約システムの運用を、平成30年4月から実施し、市町村間の情報連携等を行っている。

(4) 感染症における流行初期医療確保措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、流行初期医療確保措置として初動対応等を含む特別な協定を都道府県と締結した医療機関について、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行うこととした流行初期医療確保措置に係る事務について、令和6年4月から徳島県からの委託を受け、流行初期医療の確保に要する費用の額の計算及び対象医療機関への費用の支払事務を受託している。